

高松市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年2月26日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

監査結果報告書

(財政援助団体等監査)

(令和3年2月26日)

<監査対象団体等>

地域コミュニティ協議会



T-CAC



Takamatsu City Audit Commissioners

高松市監査委員

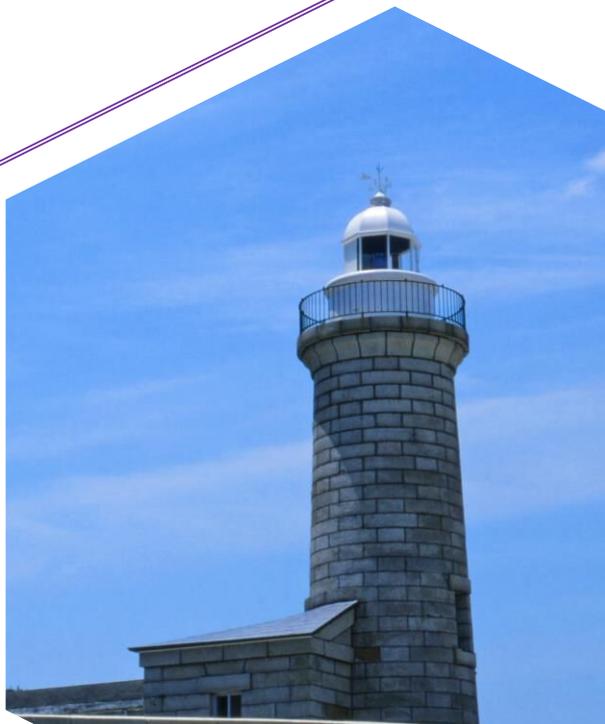
活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



令和2年度財政援助団体等監査の結果について

1 監査対象局

市民政策局（コミュニティ推進課）

2 監査対象団体等

地域コミュニティ協議会

3 所属別監査結果

	局及び団体等	指摘	意見	合計
1	市民政策局 （コミュニティ推進課）	1	4	5
2	地域コミュニティ協議会	3	2	5
	合計	4	6	10

【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

4 監査実施期間

令和2年9月17日から令和3年1月27日まで

5 監査対象事務

	局及び団体等	監査対象事務
1	市民政策局 （コミュニティ推進課）	令和元年度（平成31年度）における、地域コミュニティ協議会への財政的援助に係る出納その他の事務
2	地域コミュニティ協議会	令和元年度（平成31年度）における、高松市からの財政的援助に係る出納その他の事務

6 監査対象協議会

地域コミュニティ協議会の中から、ブロックごとに選定した下記の協議会を監査対象とした。

	ブロック名	協議会名
1	都心	栗林校区コミュニティ協議会
2	東部	屋島地区コミュニティ協議会
3	中部	仏生山地区コミュニティ協議会
4	南部	香南地区コミュニティ協議会
5	西部	国分寺南部校区コミュニティ協議会

7 監査の方法

前記5の監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

監査に当たっては、市民政策局地域政策部コミュニティ推進課及び選定した地域コミュニティ協議会から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、令和2年11月20日から12月11日の間に、補助事業の執行状況を確認するため、各協議会において実地監査を行った。

8 監査の結果

監査の結果、監査対象局及び監査対象団体等の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、その一部に改善を要する事項が認められたため、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

9 付言

今後とも市民の信頼を得られるよう、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきである。

また、同様な事務を行う各コミュニティ協議会においては、今回の監査結果を参考とされたい。

10 事情聴取（令和3年1月27日実施）の状況



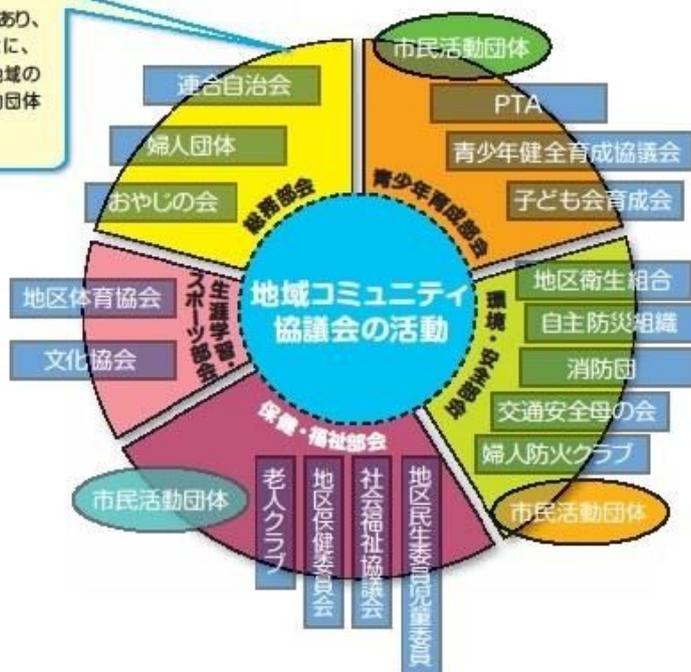
地域コミュニティ協議会について

1 地域コミュニティ協議会について

（設置目的）

地区（校区）における共通の課題解決のため、住みよい地域社会の構築を目指し、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的に、平成15年8月25日から平成20年9月27日にかけて、44の地域で設立された。

地域コミュニティ協議会としての活動
いくつかの部会があり、それぞれの部会ごとに、その活動に適した地域の各種団体や市民活動団体が参画しています。



（活動）

地域コミュニティ協議会では、コミュニティプラン（各地域コミュニティ協議会が作成する、地域のまちづくり計画）に基づいて、様々な分野でまちづくり活動を行っている。

出典：高松市自治基本条例パンフレット

2 高松市からの補助金等

名称	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
高松市地域まちづくり交付金	¥303,083,023-	¥296,442,600-
高松市地域コミュニティ協議会事務局体制強化支援事業補助金	¥110,216,848-	¥115,089,086-

※令和2年度については、交付決定額。

【高松市地域まちづくり交付金】

地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、もって住民自治及び市民と行政との協働による地域自らのまちづくりの推進に資することを目的とする。

【高松市地域コミュニティ協議会事務局体制強化支援事業補助金】

地域コミュニティ協議会の事務局の事務が円滑かつ継続的に行えるよう支援することを目的とする。

3 高松市地域まちづくり交付金を活用している事業

事業区分		事業内容	事業例
(1)	心豊かな人と文化を育むまちづくりに資する事業	人権啓発、青少年育成、子どもの安全対策、人権・平和を尊重する社会づくり、(町民)運動会、文化祭、教育の充実、生涯学習の推進及び文化・スポーツの振興に資する事業	(栗林校区コミュニティ協議会) 地区文化祭事業、体育協会事業、学校開放事業、子ども会育成事業、青少年事業、社明運動事業、子ども遊び場事業 (国分寺南部校区コミュニティ協議会) 文化祭・各種イベント・生涯学習事業等開催事業、学校体育施設開放事業、町民運動会・スポーツ団体等育成事業、青少年健全育成事業
(2)	人と環境にやさしい安全で住みよいまちづくりに資する事業	環境保全の推進、ごみの減量・リサイクル推進、不法投棄の防止、交通安全対策、環境と共生する循環型社会の形成、生活環境の向上及び安全で安心して暮らせる環境の整備に資する事業	(香南地区コミュニティ協議会) 地区リサイクル推進事業、地域クリーン高松推進事業、校区交通安全母の会運営支援事業、地域分別収集推進事業 (国分寺南部校区コミュニティ協議会) 安全・安心で住みよい、住みたいまちづくり事業
(3)	健やかにいきいきと暮らせるまちづくりに資する事業	子育て支援、健康づくりの推進、高齢者支えあいなど共に健やかでいきいきと暮らせる環境づくりに資する事業	(仏生山地区コミュニティ協議会) 高齢者を支え合うまちづくり推進事業、保健委員会運営支援事業、敬老会事業、健康づくりを核とした新たな交流拠点事業
(4)	人がにぎわい活力あふれるまちづくりに資する事業	地域の魅力創出と発信、地域間交流など魅力あふれる地域づくり及び多彩な交流の推進に資する事業	(香南地区コミュニティ協議会) まちづくりフェスティバル in 香南開催事業
(5)	参加・協働で進めるコミュニティを軸としたまちづくりに資する事業	ふれあい交流、自治会活動の活性化などコミュニティを軸とした協働のまちづくりに資する事業	(屋島地区コミュニティ協議会) 活動支援(自治会)事業
(6)	前各号に掲げるもののほか、地域の課題解決・活性化につながるまちづくりに資する事業	(1)～(5)に該当しない事業	(栗林校区コミュニティ協議会) 音楽で町を元気に!～Ritsurinオペレッタプロジェクト～ (屋島地区コミュニティ協議会) 屋島源平会連合会運営支援事業、広報誌発行事業、高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業

※事業例は各協議会において監査対象となった事業です。

4 監査を実施した5つの協議会の活動概要

栗林校区コミュニティ協議会

地域の人々が繋がり、栗林の町をもっと好きになってもらうため、「音楽で町を元気に！～Ritsurinオペレッタプロジェクト～」の活動を行っている。

音楽で町を元気に！「栗林オペレッタ」プロジェクト
高松市福祉解決応援員事業

栗林子ども芸術祭2020

未来へはばたく子どもたち。
「栗林子ども芸術祭2020」は、歌いたい、踊りたい、伝えたい、そんな子どもたちの想いをたくさんのお届けするステージです。今回のステージには、この事業に随ってくださった皆様のご協力のおかげで、その数々の皆さんが、栗林オペレッタの公演のために出演してくれました。大勢の皆さんと一緒に子どもたちと手をとる皆さんの姿を、そして素晴らしいエネルギーに溢れた素晴らしい時間を、みんなで感謝し、心行くまで楽しみたいと思います。

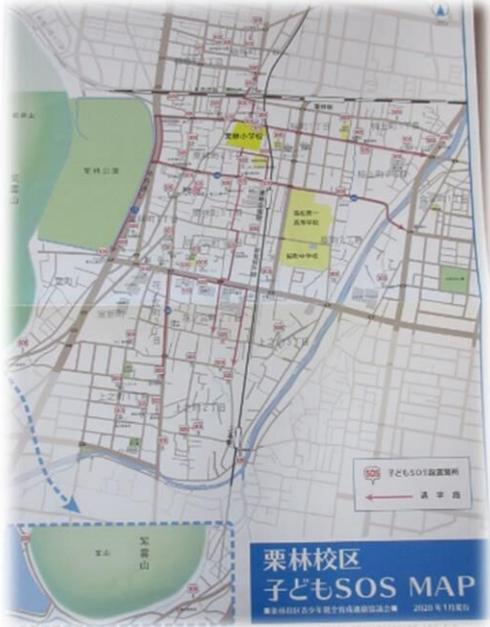
日時 2020年2月23日 日 13:30～(開場13:00)

場所 栗林小学校体育館 入場無料

出演団体

- 栗林オペレッタ
- パフォーマンスカンパニーリトルウィング
- 絵画パレスタジオ
- 土蔵蔵カラルクッキー

主催:栗林校区コミュニティ協議会 問合せ先:栗林コミュニティセンター 097-833-6399



「栗林校区子どもSOS MAP」を作成するなど、愛情と奉仕・協力の精神をもって、栗林校区で健全な青少年の育成に努めている。

屋島地区コミュニティ協議会

地域のイベントやお店を取材し、協議会の手作りで写真や記事を掲載した「ぼんぼこ通信」で地域の魅力を発信している。



屋島をイメージして作成したコミュニティ協議会ののぼりは、地区のお祭りなどでも使用されている。

4 監査を実施した5つの協議会の活動概要

仏生山地区コミュニティ協議会

築100年の古民家を利用した「もんぜん町屋」では、講座や勉強会を開いたり、町を訪れた人の休憩所・案内所となるなど、町内外の交流拠点となっている。



住民の運動不足解消や、介護予防に繋がっていくために、ウォーキング大会を実施している。



香南地区コミュニティ協議会

コミュニティセンターが「人と文化を育み、創造・発信するまちづくりの拠点」として歴史と文化を継承しながら地域住民に長く愛着を持たれ、永久的に存在し、機能する香南地区のシンボルとなることを願って「まちづくりフェスティバル in 香南」を開催している。



4 監査を実施した5つの協議会の活動概要

国分寺南部校区コミュニティ協議会

地域の子どもたちが心身ともに健全に育つことができる安心・安全な地域づくりのために、青色防犯パトロール事業を実施したり、コミュニティセンター敷地内に土のう作製場を設置し、地域の防災意識の向上を図っている。



地域の防災力強化や、防災意識のレベルアップを図るため、防災マップの作成に取り組んでいる。



令和2年度財政援助団体等監査結果一覧

R3.2.26

結果No.	区分※	項目	公表文該当ページ	局及び団体等
1	指摘	適正な実績報告の確認方法について	P9	市民政策局 (コミュニティ推進課)
2	意見	交付金対象事業に係る全体収支の把握について	P10	
3	意見	所管課による適正な管理体制の構築について	P11	
4	意見	交付金以外の経理と明確に区分し、適正な会計事務処理を行うよう指導することについて	P12	
5	意見	会計帳簿及び証拠書類の保存期間の設定について	P13	
6	指摘	通帳と印鑑の分離管理について	P14	栗林校区 コミュニティ協議会
7	指摘	適正な実績報告について	P15	
8	指摘	通帳と印鑑の分離管理について	P16	仏生山地区 コミュニティ協議会
9	意見	交付金と自主財源の経理を明確に区分することについて	P17	栗林校区 コミュニティ協議会
10	意見	決算額確定後に実績報告することについて	P18	国分寺南部校区 コミュニティ協議会

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものを。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものを。

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

令和2年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和3年2月26日
所管課等	市民政策局 (コミュニティ推進課)	区分	指摘
指摘の項目	適正な実績報告の確認方法について		
指摘する理由	コミュニティ協議会から提出された実績報告書類等について、一部の協議会において、収支の記載を誤っている状態で精算するなど、所管課による実績報告の確認が十分に行われていなかった。		
指摘	実績報告については、チェックリストの作成や複数人での対応など、適正に実績確認されたい。		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

令和2年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和3年2月26日
所管課等	市民政策局 (コミュニティ推進課)	区分	意見
意見の項目	交付金対象事業に係る全体収支の把握について		
意見を付す理由	<p>交付金の収支決算書については、計上する収支内容が統一されておらず、事業によっては交付金に係る収支だけの計上となっているため、事業全体の収支や自主財源が把握できない。</p> <p>交付金は公金であること、また事業が適正かどうかを判断するためにも、自主財源を含めた全体収支を把握することが必要である。</p>		
意見	<p>自主財源も含めた事業全体の収支を把握し、事業の適正性について判断できるような仕組みづくりを検討されたい。</p>		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局

令和2年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和3年2月26日
所管課等	市民政策局 (コミュニティ推進課)	区分	意見
意見の項目	所管課による適正な管理体制の構築について		
意見を付す理由	<p>実績報告に係る提出書類については、事業報告書、収支決算書、事業の経過又は成果を証する書類としており、下記のような事例が見受けられた。</p> <p>(1) 領収書を確認していないため、食糧費や金券の支出が交付金対象経費として適正かどうかの判断が協議会に委ねられている。</p> <p>(2) 通帳を確認していないため、支出誤りや会計事務処理の把握が不十分なものがあつた。</p> <p>(3) 指定管理料、自主財源、交付金のどの対象経費とするのが適正であるかの確認が不十分なものがあつた。</p>		
意見	<p>通帳の写しや証拠書類等を確認するなどにより、対象経費や支出内容が適正であるかを所管課としても確認し、適切に管理できる体制を構築されたい。</p>		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局

令和2年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和3年2月26日
所管課等	市民政策局 (コミュニティ推進課)	区分	意見
意見の項目	交付金以外の経理と明確に区分し、適正な会計事務処理を行うよう指導することについて		
意見を付す理由	<p>コミュニティセンターの利用料金（指定管理業務の利用料収入）については、まちづくり活動費にも充当できるとしている。</p> <p>利用料金、まちづくり交付金、事務局体制強化支援事業補助金の3つの事業間で自由に補てんし合っているため、協議会によっては、収支決算書等に計上されている交付金戻入額と、通帳で確認できる戻入額が一致していないなど、分かりにくい経理となっている。</p> <p>地域によるまちづくり活動を推進する上で、ある程度の柔軟な資金運用は必要と考えられるが、一方で、事業目的が同じとはいえ、事業ごとに適切な会計事務処理を行うことは、市民や地域住民への説明責任を果たす上でも重要であると考える。</p>		
意見	基本指針に基づき、交付金以外の経理と明確に区分し、それぞれの事業ごとに資金の流れの正確性と透明性を確保できるよう、協議会に対する指導を徹底されたい。		
根拠法令・通知等	高松市地域まちづくり交付金等の執行に係る基本指針 7 交付金の経理		
内容	(1) 地域コミュニティ協議会は、交付金の経理について、交付金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を会計帳簿によって明らかにしておく（以下略）。		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局

令和2年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和3年2月26日
所管課等	市民政策局 (コミュニティ推進課)	区分	意見
意見の項目	会計帳簿及び証拠書類の保存期間の設定について		
意見を付す理由	<p>まちづくり交付金に係る要綱、基本指針及び「地域コミュニティ協議会のための会計ルールBOOK」において、会計帳簿等の保存期間の取扱いが異なっている。</p> <p>また、本市の会計帳簿類の保存期間が10年であることのほか、公金を取り扱う立場であることや、過去に遡及して説明責任を果たす場合も踏まえて、市の取扱いに準じることが適切であると考えます。</p>		
意見	要綱及び基本指針の会計帳簿類の保存期間を10年に統一し、適正な保存期間の設定とされたい。		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象団体等

令和2年度／地域コミュニティ協議会

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和3年2月26日
所管課等	栗林校区 コミュニティ協議会	区分	指摘
指摘の項目	通帳と印鑑の分離管理について		
指摘する理由	実地監査において、通帳と印鑑の保管方法について確認したところ、同一者がまとめて管理をしていた。		
指摘	安全な資金管理を行うため、通帳と印鑑の保管責任者を分離し、適正に管理されたい。		
根拠法令・通知等	地域コミュニティ協議会のための会計ルールBOOK 改訂版 第1章 1-4		
内容	通帳と印鑑があれば自由にお金を引き出せます。 1人に過度の責任を負わせないような体制づくりの一環として、また盗難を防ぐためにも通帳と印鑑は別の人が管理しましょう。		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象団体等

令和2年度／地域コミュニティ協議会

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和3年2月26日
所管課等	栗林校区 コミュニティ協議会	区分	指摘
指摘の項目	適正な実績報告について		
指摘する理由	所管課に提出した、令和元年度高松市地域まちづくり交付金の実績報告書を確認したところ、収支決算書、事業報告書及び総括表において、計上金額に差異があるなど、不適切な事務処理が見受けられた。		
指摘	実績報告書類については、チェックリストを用いるなどにより、適正に作成できる体制を構築されたい。		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象団体等

令和2年度／地域コミュニティ協議会

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和3年2月26日
所管課等	仏生山地区 コミュニティ協議会	区分	指摘
指摘の項目	通帳と印鑑の分離管理について		
指摘する理由	<p>実地監査において、通帳と印鑑の保管方法について確認したところ、同一者がまとめて管理をしていた。</p>		
指摘	<p>安全な資金管理を行うため、通帳と印鑑の保管責任者を分離し、適正に管理されたい。</p>		
根拠法令・通知等	<p>地域コミュニティ協議会のための会計ルールBOOK 改訂版 第1章 1-4</p>		
内容	<p>通帳と印鑑があれば自由にお金を引き出せます。 1人に過度の責任を負わせないような体制づくりの一環として、また盗難を防ぐためにも通帳と印鑑は別の人が管理しましょう。</p>		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象団体等

令和2年度／地域コミュニティ協議会

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和3年2月26日
所管課等	栗林校区 コミュニティ協議会	区分	意見
意見の項目	交付金と自主財源の経理を明確に区分することについて		
意見を付す理由	交付金の収支に係る通帳を確認したところ、コミュニティ協議会の自主財源を管理している通帳で管理し、両方の資金の振替や相殺などにより、資金の流れと会計帳簿が一致せず、分かりにくい経理となっている。		
意見	交付金と自主財源の経理を明確に区分し、その経過が会計帳簿に反映するよう、通帳の管理方法も含め、適正な会計事務処理に努められたい。		
根拠法令・通知等	高松市地域まちづくり交付金等の執行に係る基本指針 7 交付金の経理		
内容	(1) 地域コミュニティ協議会は、交付金の経理について、交付金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を会計帳簿によって明らかにしておく（以下略）。		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.10

監査実施年度／対象団体等

令和2年度／地域コミュニティ協議会

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和3年2月26日
所管課等	国分寺南部校区 コミュニティ協議会	区分	意見
意見の項目	決算額確定後に実績報告することについて		
意見を付す理由	青色防犯パトロール事業の決算額の報告書を確認したところ、令和2年1月30日時点での見込決算により、交付金を戻したため、3月末の決算額と差が生じ、その差額を施設使用料へ返還したことから、収支決算書（協議会用）の交付金戻入額と見込決算時に通帳に記帳された戻入額が一致しないなど、交付金の流れが分かりにくくなっていた。		
意見	決算報告を行う際には、見込決算ではなく、決算額確定後に精算戻入や実績報告を行うよう、適正な会計処理に努められたい。		